

報告第2号

専決処分について報告の件（その2）

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額を次のとおり専決処分したので報告するものであります。

平成29年5月1日提出

芽室町長 宮 西 義 憲

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定

町は、損害賠償の額を次のとおり決定する。

- |            |                                       |
|------------|---------------------------------------|
| 1 損害賠償の額   | 111,531円                              |
| 2 損害賠償の相手方 | 札幌市中央区大通西14丁目7番地<br>東日本電信電話株式会社 北海道支店 |

平成29年4月6日 専決処分

説 明

平成29年2月23日午前11時頃、町道伏古四線を道路拡幅作業のため、北東から南西に向かって走行中、電柱に自車グレーダー車両のサイドウイングが接触し、電柱を傾倒させたものであります。



事故発生状況図

